

足立区不燃化特区内における特別な支援の実施に係る事務取扱要領

提出様式	添付書類	提出部数
<p>助成申請書 (第1号様式)</p>	<p>(1) 老朽建築物の除却助成に関する書類</p> <p>① 委任状 (本人以外が手続を行う場合) ② 案内図 ③ 現況写真 ④ 公図の写し ⑤ 土地の全部事項証明書の写し ⑥ 建物の全部事項証明書の写し ⑦ 新築 (増築) 年月日が記載された固定資産税評価証明書の写し (未登記の場合等) ⑧ 建物図面 (配置図・平面図・求積図等) ⑨ 除却工事の工程表 ⑩ 見積書 (除却費の内訳が分かるもの) ⑪ 同意書 (除却する建築物が共有持分の場合、除却する建築物の所有者と助成申請者が異なる場合等) ⑫ 除却後の土地利用に関する書類 【必要に応じて】 ⑬ 住民票又は戸籍謄本 【申請者が中小企業者の場合】 ⑭ 登記事項証明書 (商業・法人登記)・中小企業者に関する書類 【除却する建物の所有者が亡くなっている場合】 ⑮ 相続関係書類</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 200px;">※④～⑥ 登記官名の記載 があるもの</p> <p>(2) 不燃化建替え助成に関する書類</p> <p>① (1) 老朽建築物の除却助成に関する書類 ② 土地使用承諾書 (土地所有者と助成申請者が異なる場合) ③ 設計図面 (配置図・平面図・立面図、求積図等) ④ 新築工事の工程表 ⑤ 足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例に基づく建築計画適合書の写し (該当がある場合) ⑥ 足立区環境整備基準に基づく事前協議承認書の写し (該当がある場合) ⑦ 道路拡幅整備を確認できる資料 (防災生活道路沿道不燃化助成を受ける場合) ⑧ 緑化図面 (敷地面積が100㎡以上で防災生活道路沿道の不燃化助成を受ける場合)</p>	<p>2部 (1部コピー可)</p>
<p>変更承認申請書 (第5-1号様式)</p>	<p>変更に係る書類</p>	<p>2部 (1部コピー可)</p>
<p>軽微な変更届出書 (第5-2号様式)</p>	<p>変更に係る書類</p>	<p>2部 (1部コピー可)</p>
<p>助成申請取下げ・取りやめ届出書 (第7号様式)</p>	<p>助成内定通知書</p>	<p>2部 (1部コピー可)</p>

工事完了報告書・ 助成金交付申請書 (第9号様式)	(1) 老朽建築物の除却助成に関する書類 ① 除却の契約書の写し ② 除却の工事完了写真(建替え助成の場合は不要) ③ 除却の領収書又は請求書の写し	2部 (1部コピー可)
	(2) 不燃化建替え助成に関する書類 ① (1)老朽建築物の除却助成に関する書類 ② 新築の契約書の写し ③ 建築確認済証の写し(1面から6面まで) ④ 新築の工事完了写真 ⑤ 新築の領収書又は請求書の写し ⑥ 建築基準法の規定による検査済証の写し ⑦ 緑化完了等(敷地面積が100㎡以上で防災生活道路沿道の不燃化助成を受ける場合)	
請求書兼口座振替 依頼書〔助成金〕 (第11号様式)	(添付書類なし)	1部
防災上危険な老朽 建築物に係る認定 申請書 (第13号様式)	① 委任状(本人以外が手続を行う場合) ② 案内図 ③ 現況写真 ④ 建物の全部事項証明書の写し ⑤ 固定資産税評価証明書の写し(未登記の場合等) ⑥ 同意書(除却する建築物が共有持分の場合、除却する建築物の所有者と認定申請者が異なる場合等)。ただし、区の他事業により、除却する建築物の所有者又は区において当該建築物を除却する場合は、同意書の提出は不要とする。 【必要に応じて】 ⑦ 建物図面(配置図・平面図・求積図等) ⑧ 足立区住宅・建築物耐震助成内定通知書の写し(足立区住宅・建築物耐震助成内定通知書がある場合)	2部 (1部コピー可)
防災上危険な老朽 建築物除却後の更 地の適正管理届出 書 (第15号様式)	① 委任状(本人以外が手続を行う場合) ② 案内図 ③ 対象となる土地の所在を証する書類の写し(土地の全部事項証明書、前年度分の固定資産税・都市計画税の課税明細書、土地・家屋名寄帳等) ④ 老朽建築物の除却年月日を証する書類の写し(建物の登記完了証(滅失)、閉鎖事項証明書(建物)、解体証明書等) ⑤ 当該土地が適正管理状態にある事を確認できる写真 ⑥ 防災上危険な老朽建築物認定結果通知書の写し(老朽建築物認定結果通知書がある場合)	1部
専門家派遣申請書 (第19号様式)	① 委任状(本人以外が手続を行う場合) ② 土地又は建物の全部事項証明書の写し ③ 相談内容に関する書類(図面等)	2部 (1部コピー可)
専門家派遣業務受諾書 (第23号様式)	専門家の資格を証する書類	1部
専門家派遣業務 完了報告書 (第24号様式)	(添付書類なし)	1部
請求書兼口座振替 依頼書〔報償金〕 (第26号様式)	(添付書類なし)	1部

※上記に示すほか、区長が特に必要と認める書類